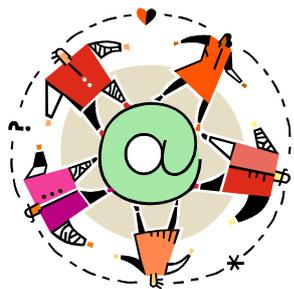


NAGANOピアサポだより



第 13 号

発行年月日：2016年3月31日（木）

発 行：長野県ピアサポートネットワーク

事 務 局：長野県長野市若里7-1-7

長野県社会福祉総合センター2階 NPO 法人ポプラの会事務局内

発行責任者：代表 大堀尚美

Tel: 026-228-3344 Fax: 026-224-3777

ア ド レ ス：nagano.peer-support@kind.ocn.ne.jp

「ピアの存在」

代表 大堀 尚美

この4月1日から障害者差別解消法が施行されます。「差別」とは何でしょうか。

障害が、個人の責任によるものでなく、社会との間にあるバリア（障壁）によるものであり、社会も企業も個人も、「差別とは何か」ということを改めて問われると思います。「障がいとは個人の責任」としてしまえば、社会にある差別・偏見が無くなることは無いでしょう。障がいのある人も、その人の状況、体調に合わせた働き方や生活の仕方を選ぶことが大切だと思います。そして「そうした配慮がとても大切だ」と一番強く感じているのは、当事者である私たち自身です。自分で「生きづらい」「差別を受けて苦痛だ」と辛い思いをしても言えない時があります。そんな時、周りの人が一声かけてあげられれば、その人も随分気持ちが楽になるのでは無いでしょうか。周りの人がその人の代りに「Aさん、こんなことで困っているんですけど」と支援者や家族、行政に状況を伝えて、改善する手助けをしてあげることも必要かもしれません。「どこまでが差別か」「どこまでが合理的配慮が欠けていることだろう」という境界線を引くのは難しいかもしれませんが、「これはひょっとして差別かもしれない」と気付くことは、自身にとっても周りの仲間にとってもとても大切です。また差別を自分で申し出るのが難しい場合は「誰かに代弁してもらおう」とも時に必要です。ピアの仲間は、様々なことを気付かせてくれる「社会や自分自身を映す鏡」であり、私にとりとても大切な存在です。共感するからこそ叶うことと、難しいこともあるかもしれません。でもこれからもずっと大切な仲間です。

【平成28年4月1日から障害者差別解消法が施行されます】

障がいがあってもなくても、同じように安心して暮らせる社会を目指すために、行政機関（省庁・県・市町村など）や事業者（会社・お店など）が、障がい者に対して、障がいを理由として差別することを解消する法律です。

本法のポイント 「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます

1. 不当な差別的取扱いとは？

障がいを理由に、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけることをさします。

〈不当な差別的取扱いの例〉

障がいを理由に、入店や施設の利用を拒否すること。例えば、車いすを利用していることや、盲導犬を連れてくることを理由に、飲食店の利用を断ること。障がいを理由に、バスやタクシーの乗車を拒否すること。

2. 合理的配慮とは？

障がい者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁（物理的・制度的・情報面・心の壁など、障がい者にとって日常生活や社会生活を送るために妨げになる事柄すべて）を取り除くために必要な配慮、便宜をさします。合理的配慮をしないことが差別に当たります。

〈合理的配慮の例〉

◎目的の場所までの案内の際に、障がいのある人の歩行速度に合わせて歩く。◎車いすを使用する人が利用しやすい受付カウンター等を設置し、通行に支障のないスペースを確保する。◎障がいのある人から配慮を求められた場合、筆談・読み上げ・手話などにより、分かりやすい表現を使って説明したり、代読・代筆を行うことで、意思疎通に配慮する。◎知的障がいのある人に、わかりやすい言葉やイラストを使って情報を伝える等。◎精神障がいのある人に、疲労や緊張などに配慮して、別室や休憩スペースを設ける。◎薬の内服を続けるために、通院のための時間や休暇を取得しやすくしたり、服薬できる環境を整える。◎一度に多くの情報が入ると混乱する人のために、伝える情報を紙に書くなどして、整理してゆっくり具体的に伝える等。（裏面に続く）